

## Volkswagen/Audi 純正部品外販制度 会員規約

フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社（以下、「当社」という）は、この制度規約（以下、「本規約」という）の定めるところにより、第1条に定める会員が、当社の販売する Volkswagen/Audi 純正部品（以下、「製品」という）を購入することを可能にする制度（以下、「本制度」という）を運営する。なお、本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとする。

### 第1条 （会員）

会員とは、本規約に同意の上、本規約に基づいて入会の申し込みを行い、当社がこれを承認した部品再販業者（部品販売会社または一般整備工場など）である法人をいう。全ての会員は本規約を遵守するものとする。

### 第2条 （会員申込資格）

会員申込資格は以下の通りとする。

- (1) 法人（株式会社または有限会社）であること
- (2) 年間を通じて継続的な購買予定があること
- (3) 直近 12 か月の購買金額が卸売価格で 360 万円以上であること
- (4) 製品番号の検索、注文に使用するパーツカタログポータルサイト partslink24（以下、「PL24」という。）の有効なアカウントを有していること(<https://www.partslink24.com>)

### 第3条 （会員登録と審査）

1. 会員登録を希望する法人は、当社の指定するサイトに必要事項を入力し、会員登録を申込みものとする。
2. 当社は、前項の申込を受け付けた場合、必要な審査および手続等を行う。かかる審査には当社委託先信販会社による審査が含まれる。
3. 当社は、審査の結果、入会申込法人が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、その者の会員登録を承認しないことがある。
  - (1) 第2条の会員申込資格を有していなかったことが判明したとき
  - (2) 申込に際して虚偽の事項を届け出たとき
  - (3) 前項の信販会社による審査で本制度の利用が相当でないと判断されたとき
  - (4) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下、総称して、「反社会的勢力」という。）に該当すると認められるとき、または反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与し、またはこれらと交流していた事実が判明したとき
  - (5) その他、当社が本制度の利用を相当でないと判断したとき

会員登録専用サイト：

[Volkswagen/Audi 純正部品外販プログラム 会員登録申請 \(google.com\)](#)

#### 第4条 (変更届出)

会員は前条の申請項目に変更があった場合、速やかに当社に変更内容を届出なければならない。かかる申請にあたって会員は、当社の指定するサイトから変更情報を申請するものとする。変更届出がなされなかったことにより会員に生じた損害について、当社は、責任を負わないものとする。

会員登録専用サイト：

[Volkswagen/Audi 純正部品外販プログラム 会員登録事項の変更申請 \(google.com\)](#)

#### 第5条 (会員資格の停止および取消)

1. 会員が以下のいずれかに該当するときは、当社は当該会員に何らの通知または催告することなく、会員資格の停止または会員資格の取消を行うことができる。
  - (1) 申込みに際して虚偽の事項を届け出ていることが判明したとき
  - (2) 第2条第1項各号のいずれかを満たさなくなったことが判明したとき
  - (3) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき
  - (4) 本規約のいずれかの条項に違反したとき
  - (5) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (6) 事業を停止したとき、銀行取引を停止されたとき、手形又は小切手の不渡りを出したとき、支払い不能となったとき、第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課の滞納処分を受けたとき、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、特別清算開始の申立てを受けまたは自ら申立てを行ったとき若しくは私的整理を開始したとき、解散の決議をしたとき、その他重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたと認められるとき
  - (7) 当社との信頼関係を損なう行為または当社の信用若しくはブランドを毀損しうる行為を行ったとき
  - (8) その他、当社が本制度の利用を相当でないと判断した場合
2. 前項に基づく会員資格の停止および取消がされた場合、当社の当該会員に対する損害賠償の請求を妨げない。

#### 第6条 (制度内容の変更等)

当社は、会員に通知することなく、本規約の内容を変更または本制度を中止することができるものとする。

## 第7条 (免責事項)

当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、以下を含む一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本制度に起因して会員申込者または会員に生じたあらゆる損害
- (2) 会員資格の停止、取消または本制度の提供の停止、中止により、会員または第三者が被ったいかなる不利益または損害
- (3) 本制度に関して、会員とその顧客、他の第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等

## 第8条 (希望小売価格と販売価格)

1. PL24 に製品番号ごとに掲載されている表示価格を製品の最新の希望小売とする。
2. 注文時の希望小売価格に割引率（次条を参照）を掛けた金額が会員への販売価格となる。

$$\text{希望小売価格} \times (100\% - \text{割引率}\%) = \text{販売価格}$$

\*別添の割引率テーブル記載の割引率

この販売価格は PL24 のショッピングカートに品番ごとに表示される。

3. 製品の希望小売価格は予告なしに変更される。

## 第9条 (割引率)

1. 割引率は当社の定める製品種別コード（以下 DG という）別に設定し、月間平均購買金額に応じた3つの割引率クラス（Bronze, Silver, Gold）を定める。
2. 当社の定めた割引率で換算した卸売価格以外の値引きなどは行わない。
3. PL24 記載の DG1 から DG10 の製品だけを購入可能とし、それ以外の製品は購入できない。

## 第10条 (製品番号の検索)

1. 会員が必要とする製品の製品番号の検索には外部サイトである PL24 内で、会員が自ら必要な製品の製品番号を検索する。
2. PL24 の利用に関わる費用は会員が負担するものとし、会員自らが PL24 を運営する会社に登録申請を行う。
3. PL24 の利用方法などは別添の PL24 スタートアップガイドを参照する。

## 第11条 (問合せ)

1. 部品番号の検索方法や在庫の確認、納期等に関する全問い合わせは、原則 PL24 内の機能とメールを使って行うものとし、それ以外の方法での問い合わせは受け付けない。

2. 純正部品（補修部品）以外の製品に関すること、車両への部品の装着方法や流用・改造などの問合せは受付けない。

#### 第12条（注文と売買契約の成立）

1. 会員が当社に製品を注文する場合は、製品の製品番号を指定して PL24 のショッピングカート機能で注文する。この注文により当社と会員の売買契約（以下、「個別契約」という。）が成立したものとみなされる。
2. 会員から当社への部品の注文は PL24 経由のみとし、当社の稼働日の 14:00 を同日出荷の締め切りとする。
3. 当社の稼働日は別添当社カレンダーを参照する。来年以降の当社カレンダーは PL24 に登録されたメールアドレスに毎年末に送付する。
4. PL24 の利用方法に関しては別添の PL24 スタートアップガイドを参照する。
5. 会員と PL24 運営会社間の取引に当社は関与しない。

#### 第13条（代金決済方法）

純正部品購入の代金決済は「クロネコ掛け払い」のみを利用することとし、当社に代わりヤマトクレジットファイナンス株式会社が代金回収代行を行う。

当社は、会員の代金支払いに延滞または未払金が発覚した場合、製品の受注を即時停止する。

(1) クロネコ掛け払いのサービス内では以下の支払い方法を選択できる。

- ① 口座振替
- ② 銀行振込
- ③ コンビニ払い

#### 第14条（納入場所および納期）

1. 納期とは、個別契約により製品を会員の指定する納入場所（会員登録時の住所）に納入すべき期日を行い、PL24 での個別の注文毎に当社から PL24 経由のメールで会員に通知する。
2. 会員は、個別契約において納入場所の変更や納品時間の指定を行うことができない。

#### 第15条（荷姿および配送）

1. 当社が会員に製品を納入する際の荷姿については、当社の定める荷姿基準による。
2. 納入諸経費および配送料は当社の負担とする。

#### 第16条（受領および引渡し）

1. 当社は、当社の指定する方法により製品を会員に納入するものとする。
2. 会員は、当社の製品納入の都度、これを受領し受入検査を実施し、製品の荷姿、品番、数量などをすみやかに確認する。
3. 前項の受入検査の結果、不適合と認められたものについては、会員は当社に対して PL24 経由のメールで不適合申請するものとする。
4. 製品が受入検査に合格した時には、この時点で製品の引渡しがあったものとする。ただし、受領に当たり受入検査を行わない場合は、会員が製品を受領した時点で製品の引渡しがあったものとする。

#### 第17条（不足または代品の納入）

1. 当社は、前条に定める検査の結果、数量不足または不合格になったものについて、会員の申請に基づき、すみやかに不足分または代品を納入するものとする。
2. 前項の場合の納入手続きについては、前条に定める納入手続きを準用する。

#### 第18条（返品・交換）

1. 当社からの製品の引渡し以降、会員が車両に取付け、または会員の顧客に販売する前までの間において製品の不適合が発見された場合は返品を受けるものとする。
2. 当社に製品を返送する期限は製品出荷から 10 日以内（カレンダー日）で設定されており、返送期限を過ぎた場合は返品申請が却下される。
3. 返品方法や返送方法は別添の返送ガイドラインを参照する。

#### 第19条（製品保証）

当社は、車両に装着後の製品の不具合に関して一切の責任を負わないものとする。また、車両装着の過程での適切ではない作業方法に起因する不具合や周辺部品の破損などについても責任を負わない。

#### 第20条（エクステンジパーツ：再生部品）

1. 機能検査を含むフォルクスワーゲン/アウディの品質基準に適合した再生部品（部品番号の 11 桁目が“X”）をエクステンジパーツという。
2. 主に以下のような製品にエクステンジパーツが設定されており、特別な場合を除き新規製作された製品を設定していない。

オルタネーター、インストルメントパネル、トランスミッション、ステアリングギア、スターター、ワイパーモーター、ウォーターポンプ、エンジン ECU、クラッチ、キャタリスト、ドライブシャフト、ホイールシャフト、キャリパー、バルブボディ、シリンダーヘッド、パワーステアリングポンプ、ディストリビューター、その他

3. エクステンジパーツは再利用することを前提として取り回し手順や価格が設定されているため、車両から取り外した使用済製品（以下コアという）を当社に返却する必要がある。
4. コアの返却期限は製品出荷から 60 日以内（カレンダー日）とする。
5. 返却規定に沿ってコアが返却されない場合、会員にコア代金を請求する。返却期限＝請求日のため余裕をもって速やかに返却する。
6. 当社は以下の場合にはコア返却を受理しない。
  - ・ 純正パーツでないもの
  - ・ 純正パーツであっても何らかの改造がされているもの
  - ・ 不適切な取り扱いによって生じたダメージを受けたもの（落下、転倒などによる）
  - ・ 事故や破壊によって生じたダメージを受けたもの
  - ・ 不適切な梱包によって生じたダメージを受けたもの（出荷時の梱包箱に入っていない等）
  - ・ 不完全なもの（例：出荷パーツと同じ状態でないもの）
  - ・ 腐食がはげしいもの、泥やオイルなどで汚れたもの
7. 返品方法や返送方法は別添の返送ガイドラインを参照する。

#### 第21条（禁止事項）

会員は、本制度の利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 当社によるメーカー保証がないにもかかわらず、メーカー保証があるかのような誤認を招く営業活動や顧客への説明
- (2) 本制度の会員特典に関する一切の情報について、第三者への開示
- (3) 本制度から生ずる権利および義務を第三者に譲渡、若しくは承継させ、または質権その他の担保の目的に供すること。ただし、あらかじめ当社が書面により承諾した場合および本規約に規定されることで当社が承諾しているものについてはこの限りでない。

#### 第22条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本制度に基づき会員申込者および会員から提供された個人情報を、本制度で提供する商品・サービスの品質向上等のために、次の目的で利用する。
  - (1) 購入予約、売買契約や役務提供契約を締結・履行する目的。
  - (2) 取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント、展示会、キャンペーン等に関する企画・立案を行う目的、並びに当社等がこれらについて印刷物の送付、電子メール、電話等の方法により会員に案内する目的。
  - (3) 商品開発、サービス改善、会員ニーズの把握、社内統計資料等の作成を行う目的、並びに当社がこれらのために必要な情報を収集する目的で印刷物の送付、電子メール、電話等の方法による各種アンケート調査を会員に実施する目的。
  - (4) 与信判断及び与信管理。
  - (5) 会員が購入した当社製品に関するアフターサービスの提供。

- (6) 本条第2項に基づく第三者への提供。
2. 当社は、次の場合を除いて、会員申込者または会員の事前の同意がない限り、会員申込者および会員から提供された個人情報を第三者に提供することはない。ただし、前条各号記載の利用目的の達成に必要な範囲で当社が業務委託先に対して会員申込者または会員の個人情報を預託する場合はこの限りではない。
    - (1) 人の生命、身体又は財産を保護する為に開示の必要がある場合で、会員申込者または会員の同意を得ることが困難である場合。
    - (2) 司法機関、警察等の公共機関による法令に基づく開示の要請があった場合。
    - (3) その他法令に基づく場合。
  3. 本規約の変更や終了等に関わらず、本制度の活用、および本条第1項に記載する利用目的の範囲で利用されることがある。当社は、本制度の利用によって取得する個人情報や個人データ等については、当社「個人情報保護方針」に従い適切に取り扱うものとする。会員申込者は会員申込を行うことにより、かかる個人情報の取扱いに同意したものとする。  
(個人情報保護方針：<https://www.volkswagen.co.jp/ja/misc/privacy.html>)

#### 第23条 (準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。
2. 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義を生じた事項については、協議の上誠意をもって解決する。協議によってもなお紛争が解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。